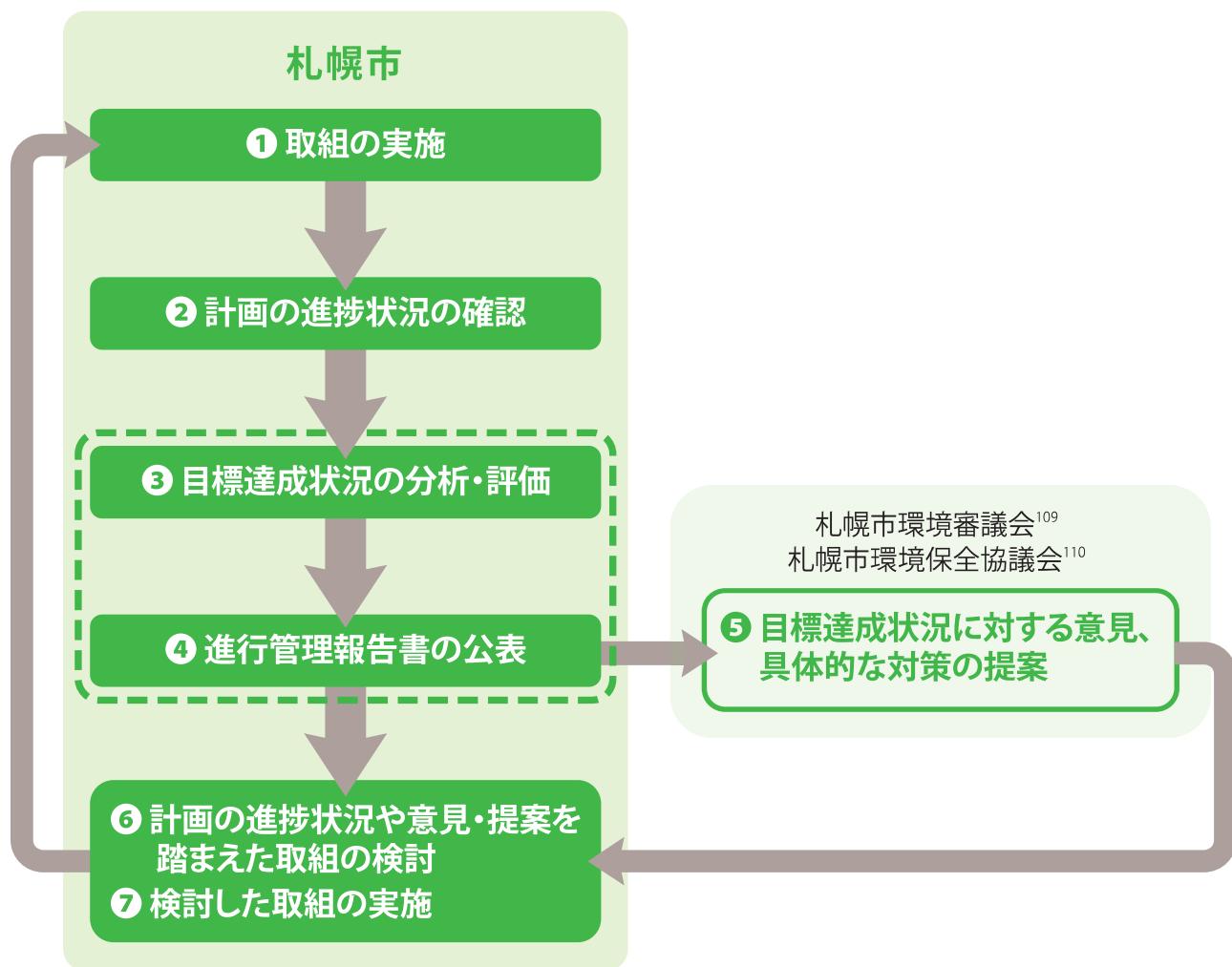


第9章 進行管理

本計画で掲げる目標達成に向けた取組を着実に推進するためには、温室効果ガス排出量や様々な気候変動対策の進捗状況などを把握し、分析・評価、必要な見直しを行う、定期的な進行管理が必要不可欠です。本計画の進行管理は、毎年度、以下の流れで実施していきます。

9.1 緩和策(温室効果ガスの削減)に関する進行管理



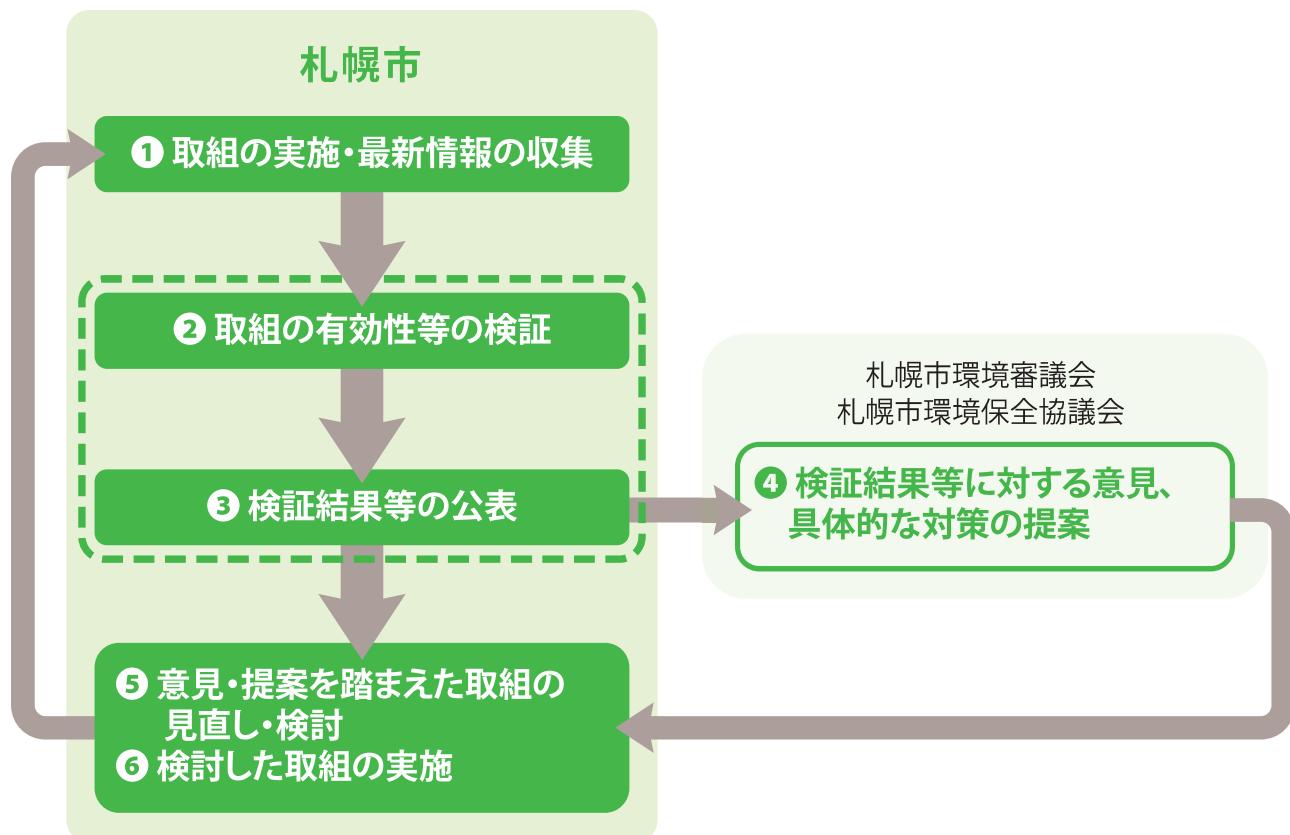
- ① 本計画に基づき、様々な取組を実施します。
- ② 温室効果ガスの排出量の算出や成果指標の達成状況等を把握します(年1回)。
- ③ ②を踏まえて計画の進捗状況を分析・評価します。
- ④ 進行管理報告書としてまとめ、本市ホームページなどで公表します。
- ⑤ ④を札幌市環境審議会や札幌市環境保全協議会へ報告し、意見・提案を受けます。
- ⑥ ⑤を踏まえて必要な取組を検討します。
- ⑦ 検討した取組を実施します。

図 9-1 緩和策(温室効果ガスの削減)に関する進行管理の流れ

109【札幌市環境審議会】札幌市環境基本条例第29条の規定に基づき設置している、学識経験者や関係行政機関、公募市民などで構成する、環境の保全に関する基本的事項を調査審議するための組織のこと。

110【札幌市環境保全協議会】札幌市環境基本条例第30条の規定に基づき設置している、事業者団体や環境保全活動団体の推薦者、公募市民などで構成する、市民・事業者が自らの環境の保全に関する活動を効果的に行うための方策や、環境の保全に関する札幌市の施策について協議するための組織のこと。

9.2 適応策(気候変動の影響への適応)に関する進行管理



① 本計画に基づき、様々な適応策の取組やモニタリングを実施します。

また、国や関係機関と連携して、気候変動やその影響について最新の科学的知見等の収集に努めます。

② ①をもとに関係各部局が計画の取組の有効性等について検証します(年1回)。

③ 進行管理報告書としてまとめ、本市ホームページなどで公表します。

④ ③を札幌市環境審議会や札幌市環境保全協議会へ報告し、意見・提案を受けます。

⑤ ④を踏まえて関係各部局が必要な取組を検討します。

⑥ 検討した取組を実施します。

図 9-2 適応策(気候変動の影響への適応)に関する進行管理の流れ

9.3 計画の見直し

社会経済情勢、国の気候変動対策やエネルギー政策の動向、本市の気候変動対策の進捗などを踏まえ、おおむね5年ごとに計画の見直しの必要性について検討を行います。